

生駒市訓令甲第3号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年7月1日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「市長事務部局の主幹」の次に「、選挙管理委員会事務局主幹」を加える。

附 則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。